

在宅介護支援センターあおえ運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 在宅介護支援センターあおえ
- (2) 所在地 岡山市北区青江5丁目1番15号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員：常勤職員1名以上とし、業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員については非常勤の者を充てることができるが、人員の配置については、基準を遵守する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 国民の祝日に関する法律に規定する日、12月29日から12月31日までの日、並びに1月2日及び同月3日、及び8月13日から15日を除く月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜日は、午前8時30分から午後12時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、少なくとも月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 五 介護支援専門員は、利用者及び家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成するものとする。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービスの原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の招集等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 七 介護支援専門員は、居宅サービスの原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 八 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 九 介護支援専門員は、上記の把握を行う為、居宅サービスの実施後一ヶ月に1度以上、利用者を訪問するものとする。
- 十 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合、及び利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十一 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には円滑に居宅における生活への移行ができるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 十二 介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は、歯科医師（以下「主治医等」という）の意見を求めるものとする。
- 十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護・通所リハビリテーション、その他の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治医等の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。
- 十四 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条8項2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は、法37条第1項に基づき指定されたサービスの種類につ

いての記載がある場合には、利用者にその趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。

十五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行う為、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとし、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

- (2) 本会は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合や、その他利用者から申し出があった場合には、当該利用者に対して、直近の居宅サービス計画及び、その実施状況に関する書類を交付するものとする。
- (3) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- (4) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、定額500円（月額）を徴収する。
- (5) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、指定居宅介護支援の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振り込み等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、岡山市内とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第8条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年一回以上）
- 二 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
- 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情解決体制の整備）

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとし、終結後5年間の記録を保持するものとする。

(2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行うその他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受

けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (3) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時における対応方法)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、自己に際しての状況やとった処置について記録をとることとする。

- (2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(成年後見人制度の活用支援)

第11条 事業所は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見人制度を活用できるように支援を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (2) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- (3) 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容とする。

- (4) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

- (5) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人天成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。